

【認可外保育施設などの利用者へ】幼児教育・保育無償化に伴う手続き

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設などの利用料が、上限額まで無償となります。

無償化の対象となるためには、町から事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。認定開始日は、申請書受理日より前にさかのぼることができませんので、ご注意ください。

なお、令和6年4月から認可外保育施設などの利用を開始する人は、3月15日(金)までに申請をお願いします。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎ こども未来課 保育係

☎ 286 - 3117



対象となる施設・事業

次の施設・事業のうち、施設の所在地の自治体が確認したもの。
認可外保育施設／一時預かり事業／病児・病後児保育事業／ファミリー・サポート・センター事業

無償化の対象者と上限額

子の年齢	認定の要件		上限額(月額)
3～5 歳児 クラス	・保育の必要性がある ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業を利用(在園)していない	—	37,000 円
0～2 歳児 クラス		市町村民税 非課税世帯	42,000 円

申請はお済みですか？ 子育て世帯生活支援特別給付金

本紙令和5年7月号・8月号でお知らせした「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・その他世帯分)」の申請期限が近づいています。申請がお済みでない人は、早めの手続きをお願いします。必要書類など詳しくは、町ホームページでご確認ください。

申請期限 **2月29日(木)**

※書類に不備があった場合、期限までに必要書類の提出がなければ支給できませんのでご注意ください。

新たな事業ではありません。

申請・☎ こども未来課 子育て支援係
(役場1階8番窓口)

☎ 286 - 3117

申請手続きが必要な人

【ひとり親世帯分】次のいずれかに該当する人

- ①公的年金などの受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合に限り)
- ②食費などの物価高騰の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

【その他世帯分】主たる生計維持者で次の両方を満たす人

(令和4年度の同給付金支給対象者を除く)

- ①平成17年4月2日(特別児童扶養手当受給の場合、平成15年4月2日)～令和6年2月29日生まれの児童を養育する父母など
- ②令和5年度住民税(均等割)が非課税、または令和5年1月1日以降の収入が食費などの物価高騰の影響で急変し、住民税(均等割)が非課税相当の収入となった人

※新たに申請手続き不要の要件に該当することが確認できた人には、令和5年7月以降順次、児童手当または児童扶養手当の受給口座に振り込み、対象者には通知を送付しています。

